

太子町立小中学校個別学習用A I型ドリルソフトライセンス購入仕様書

1 目的

すべての子どもに個別最適化され、グローバルで創造性を育む学びを実現する「G I G Aスクール構想」や学習の基盤となる資質・能力の一つとして情報活用能力が重要視されている新学習指導要領の趣旨を踏まえ、太子町の児童生徒が個別学習用A I型ドリルソフト（以下「ドリルソフト」という。）を活用した個別学習を進め、個に応じた学びの充実と学力向上を図る。

2 件名

太子町立小中学校個別学習用A I型ドリルソフトライセンス購入

3 購入製品

製品名 < 指定 >	メーカー
ラインズeライブラリアドバンス基本パック	ラインズ株式会社
ラインズeライブラリアドバンス小学校プリントパック	ラインズ株式会社
ラインズeライブラリアドバンス中学校プリントパック	ラインズ株式会社

※ライセンス数量は別紙のとおり

4 ライセンス期間

令和8年5月から令和9年3月末まで

5 納入期限

令和8年5月15日（金）

6 使用場所

太子町立磯長小学校、太子町立山田小学校、太子町立中学校

7 要件

- (1) トラブル対応や活用の相談が可能なサポート体制を用意すること。
- (2) 各校で令和8年5月中に運用が開始できるよう以下の初期設定について支援を行うこと。
 - ①既設端末（Chromebook）におけるシングルサインオン認証の設定。
 - ②既設端末（Chromebook）におけるドリルソフトショートカットの設定。
 - ③その他ドリルソフトを使用するにあたって必要な設定。
- (3) ライセンス期間中にアップデートがあった場合は無償で対応すること。

8 納品物

納入期限までに以下の納品物を提出すること。

- (1) 利用期間・利用施設・利用コンテンツ一覧 (eライブラリアドバンス基本サービス証書)
- (2) アカウント情報 (ログインID等)
- (3) 管理マニュアル (各学校1部, 教育委員会1部)

9 機密の保持

- (1) 調達業者は、教育委員会の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- (2) 調達業者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。
- (3) 本業務で新たに作成された成果物の著作権は、教育委員会に帰属するものとする。

10 その他

- (1) ドリルソフトについては、常に最新バージョンに更新すること。
- (2) 本件は納品物の提出をもって履行完了とし、履行完了後に1年間のライセンス料を一括で支払うものとする。なお、請求の際は、町立小中学校ごとに請求書を発行すること。
- (3) 学校における作業等を実施する際は、教育総務課に開始及び終了の旨を報告すること。
- (4) 学校における作業に携わる者は、常に身分を明らかにし、業務を行うこと。
- (5) 本業務実施にあたっては、受注者の負担で万全の対策を講じ、事故等のないよう実施すること。万が一、事故等が発生した場合は、発注者への報告と同時に、適切な処置を行い、規模が最小限となるよう努めること。また発生した事故等の責任は、発注者が全て負うものとし、発注者は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 契約金額には、本業務に係る一切の経費を含んでいるものとする。
- (7) 本業務実施にあたり、本町の構築物及び備品等に損害等を与えた場合は、直ちに教育総務課及び各校責任者まで報告し、その損害を賠償すること。

11 協議

このほか、本仕様書をはじめ、定めのない事項については、太子町教育委員会の担当者と協議して対応すること。

別紙

●ライセンス購入数詳細

No.	学校名	住所	電話番号	学校ライセンス
1	太子町立磯長小学校	太子町春日 1 5 6 9 番地	0721-98-0040	1 式
2	太子町立山田小学校	太子町山田 3 7 2 番地	0721-98-0049	1 式
3	太子町立中学校	太子町春日 1 4 7 9 番地	0721-98-0043	1 式